

大分県報

令和元年
第一六号
六月二十八日

（金曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………	一
土地改良区の定款変更認可（二件）……………	二
道路区域の変更（二件）……………	二
道路の供用開始（二件）……………	三
監査委員告示……………	三
外部監査人補助者に関する告示……………	三

告示

大分県告示第八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン豊後高田
豊後高田市大字高田二千二百五十七番 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久 誠
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

令和元年六月二十八日

3 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗の名称
変更前 ロックショッピングタウン豊後高田
変更後 イオンタウン豊後高田
- (二) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役 大門 淳
変更後 代表取締役 加藤 久 誠
- (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前 イオン九州株式会社
代表取締役 岡澤 正章
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
外十者
変更後 イオン九州株式会社
代表取締役 柴田 祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
外十者

4 変更の年月日

- (一) 大規模小売店舗の名称
平成二十三年十一月二十一日
 - (二) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
平成三十年五月二十八日
 - (三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成二十六年五月二十二日外
- #### 二 届出年月日
- 令和元年六月六日
- #### 三 関係書類の縦覧
- 1 縦覧期間
令和元年六月二十八日から同年十月二十八日まで
 - 2 縦覧場所
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

大分県報（告示）

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和元年十月二十八日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和元年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

玖珠町土地改良区

玖珠郡玖珠町

令元・六・一七

大分県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和元年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

千町無田土地改良区

玖珠郡九重町

令元・六・一七

大分県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

いて一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

県道白地日田線

玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇五
二番九地先から
玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇五
〇番二地先まで

後 二四・七
〃 五・七

二二五・一

大分県告示第八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

区 間

区域変更前後別

敷地の幅員

延 長

備考

県道宝珠山日田線

日田市大字小野字柳野二
二九七番三から
日田市大字小野字大石二
三六三番四地先まで
日田市大字小野字柳野二
二九六番一三から
日田市大字小野字大石二
三六四番三まで
日田市大字小野字柳野二
二九六番一三から
日田市大字小野字大石二

前 A
後 B

一七・三
〃 一〇・六
メートル
四六・五
〃 一三・五
二一・三
〃 一一・三

四一四・〇
四六〇・〇
四六〇・〇

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

三六四番三まで

大分県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道白地日田線

玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇五二番九地先から玖珠郡玖珠町大字古後字小迫四〇五〇番二まで

令元・六・二八

大分県告示第九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年六月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道宝珠山日田線

日田市大字小野字柳野二二九六番一三から日田市大字小野字大石二二三四番三まで

令元・六・二八

○監査委員告示

大分県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項後段の規定による監査の事務の補助についての外部監査人との協議が、次のとおり調った。

令和元年六月二十八日

大分県監査委員	首 藤 博 文
大分県監査委員	長 野 恭 子
大分県監査委員	三 浦 正 臣
大分県監査委員	小 嶋 秀 行

一 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所	資格等
吉 富 健太郎	大分市明野南一丁目三四番三四号	公認会計士
染 矢 堯 志	大分市東春日町六一六アステイオン春日八〇七	公認会計士
丹 宗 英 樹	大分市東鶴崎三丁目四番一四号	公認会計士
三 嶋 健 太	大分市千代町四丁目一番五号堀川ビル四〇二	公認会計士

二 監査の事務を補助できる期間

令和元年七月一日から令和二年三月三十一日まで

大分県報（告示・監査委告示）

令和元年六月二十八日

大分県報（告示・監査委告示）